

令和 7 年度 生活習慣病重症化予防事業 企画提案公募要領

1 委託業務名

令和 7 年度 生活習慣病重症化予防事業委託業務

2 委託業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

3 業務の目的

生活習慣病の重症化を予防するため、医療による治療を要する者のうち、治療中断者及び未治療者に対し、対象者の特性に応じた受診勧奨を行う。受診勧奨を通じて、住民の健康寿命の延伸と医療費適正化の推進を図ることを目的とする。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 委託業務の実施に当たり必要となる専門的な技術、手法及び情報並びに十分な経験及び実施体制を有し、委託業務を確実に遂行できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (3) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)、(2)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

5 提案内容の要件

別添「企画提案仕様書」のとおり

※ 1 提案者につき、提案は1件とすること。

6 委託事業費上限額

19,844,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

※当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

7 応募方法等

- (1) 本要領等の沖縄県ホームページ（公募・入札発注情報）への掲載期間
令和7年8月13日(水)から令和7年9月30日(火)まで

- (2) 応募に係る質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書[様式1]を記入し、
電子メールにより提出すること。

ア 質問書の提出先 保健医療介護部国民健康保険課

担当：高齢者医療班 川上

電子メールアドレス aa030340@pref.okinawa.lg.jp

イ 質問書の提出期限 令和7年8月26日(火) 正午（厳守）

- (3) 質問に対する回答は随時行うものとするが、質問及び回答一覧を国民健康保
険課ホームページに掲載する。

質問最終回答日時 令和7年8月28日(木) ※13時以降

- (4) 企画提案書の提出

企画提案書は持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、提出
期限内に収受された企画提案書を受理したものとみなす。

ア 企画提案書の提出先 保健医療介護部国民健康保険課

担当：高齢者医療班 川上

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県庁 3 階

電 話：098-866-2304 F A X：098-866-2326

イ 企画提案書の提出期限 令和7年9月2日(火) 16時（厳守）

8 提出書類及び必要部数等

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 企画提案応募申請書[様式2] | 1 部 |
| (2) 企画提案書（様式任意、A4版（両面印刷可）） | 9 部 |
| (3) 会社概要表[様式3] | 9 部 |
| (4) 積算書[様式4]（各積算費目の内訳と単価を記載） | 9 部 |
| (5) 業務計画[様式5] | 9 部 |

- (6) 同種業務実績書[様式6]・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- (7) 誓約書[様式7]・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部

9 企画提案書の審査

(1) 第一次審査（書面審査）

企画提案書の内容、業務執行体制等について書面審査を行ったうえで、上位数社を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

なお、通知は、電子メール及び書面で行う。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行ったうえで、最も優れた提案者を委託業者として選定する。

なお、結果は、選定の内容を問わず電子メール及び書面にて通知する。

※ 第二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。

ア 審査会場への入場者は3名以内とする。

イ 企画提案の説明者は、原則1人とする。なお、当該説明者以外の者が、部分的かつ補助的に説明を行うことは可とする。

ウ 第二次審査においては、提出した企画提案書について説明することとし、資料の追加は認めない。（映写用パソコン及びディスプレイは、選定委員会事務局が準備する。）

10 公募スケジュール（予定）

- (1) 公募開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8月13日(水)
- (2) 質問締切（期間中は随時回答）・・・・・・・・ 8月26日(火) 正午(厳守)
- (3) 質問回答（質問一覧及び最終回答）・・・・ 8月28日(木) 13時以降
- (4) 公募締切・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9月2日(火) 16時(厳守)
- (5) 第一次審査（書類審査）・・・・・・・・・・ 9月3日(水)
- (6) 第一次審査結果通知・・・・・・・・・・ 9月3日(水)（予定）
- (7) 第二次審査（プレゼンテーション審査）・・ 9月8日(月)
- (8) 第二次審査結果通知（委託予定業者通知）・ 9月12日(金)
- (9) 契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9月中下旬（協議次第変更有）

11 その他留意事項

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合

- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本公募要領に違反すると認められる場合
 - エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出により使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (3) 企画提案書の作成に要する経費、第二次審査（プレゼンテーション審査）に参加する経費等については、企画提案者の負担とする。
 - (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
 - (5) 委託業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。
 - (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (7) 委託業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない個別事項については、県と第 1 位候補者間で協議のうえ是正し実施することとする。また、必要に応じて、県と受託者との協議により、提案された企画内容の修正・変更を行う場合がある。よって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

（※）契約保証金について（「沖縄県財務規則」から抜粋）

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手

方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県庁 3 階

沖縄県保健医療介護部国民健康保険課 担当：高齢者医療班 川上

電 話：098-866-2304 F A X：098-866-2326

e-mail：aa030340@pref. okinawa. lg. jp